

居宅介護支援・重要事項説明書

合同会社 恵みの風

重要事項説明書

＜令和6年4月1日現在＞

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 （０７３）４６３－１５３３

FAX （０７３）４６３－１５３２

担当者 塩津 大輔（管理者・主任介護支援専門員）

※ご不明な点は、お気軽にお問合せ下さい。

2. 恵みの風の概要

（１）居宅介護支援事業者の名称、所在地、指定番号、サービス提供地域

法人の名称	合同会社 恵みの風（めぐみのかぜ）
代表者職氏名	代表社員 塩津 大輔（しおづ だいすけ）
事業者の名称	恵みの風
法人及び事業者の所在地	〒641-0012 和歌山県和歌山市紀三井寺1番地38
介護保険指定番号	3070110188
サービスを提供する地域	和歌山市・海南市 ※住所地特例等、保険者が上記の地域以外の方でもご利用いただけます。

（２）職員体制

職 種	人 員	業 務 内 容	計
管理者	1名 （主任介護支援専門員と兼務）	事業所・業務の管理	1名
介護支援専門員	1名 （管理者と兼務）	居宅介護支援	1名

（３）営業時間

営業日	平日 午前8時30分～午後5時30分
休業日	土曜・日曜・祝日・8月13日～15日、12月29日～1月3日
営業時間外	緊急連絡先 （080）3765-9413

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

① 居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者又はその家族等に対して提供して、契約者にサービスの選択を求めます。

② 介護支援専門員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

③ 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分し、またサービス事業所の選定については中立公正に配慮した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びその家族等に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。（※契約者やその家族は、ケアプランに位置付けるサービス事業所について、複数の事業所の紹介や、当該事業所をケアプランに位置付けた理由の説明を求めることができるものとします。）また、介護支援専門員はサービス利用開始にあたり、前6月間に当事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3事業所まで）等につき別紙のとおり十分説明を行うものとします。

④ サービスの利用を開始します。サービス内容について適宜確認しながら、必要に応じてサービス内容や利用回数の修正を行い、住み慣れたご自宅での生活が継続できるよう、支援を行っていきます。

4. 利用料金 要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので自己負担はありません。（※但し、介護保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月あたり要介護度に応じて下記の料金を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行致します。このサービス提供証明書を後日、市町村の窓口に出しますと全額払い戻しを受けることができます。）

居宅介護支援費Ⅰ・・・介護支援専門員1人あたりの取り扱い件数が45件未満である場合に算定します。（指定介護予防支援の提供を受ける利用者数については、3分の1を乗じて件数に加えることとします。）

事業所所在地	地域区分	要介護1・2	要介護3・4・5
和歌山市	6級地 (6%)	11,316円	14,702円

※加算について 以下の加算についても、介護保険制度から全額給付されます。但し、保険料の滞納等により、保険給付が直接事業者を支払われない場合は基本料金と一緒にいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日、市町村（保険者）の窓口に出しますと、全額払い戻しを受けられます。

ア. 初回加算

区分	状況	要介護1～5
—	初回時	3,126円/月
※算定要件 適切かつ質の高いケアマネジメントを実施するため、特に手間を要する初回（新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合または要支援認定から要介護認定になった場合）		

イ. 退院・退所加算

区分	カンファレンス参加・無	カンファレンス参加・有
連携1回	4,689円/月	6,252円/月
連携2回	6,252円/月	7,815円/月
連携3回	—	9,378円/月
※対象利用者：要介護1～5 ※算定要件 医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定する。ただし、「連携3回」を算定できるのは、そのうち1回以上について、入院中の担当医等との会議（退院時カンファレンス等）に参加して、退院・退所後の在宅		

での療養上必要な説明を行った上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に限る。

(※ 入院又は入所期間中につき1回を限度。また、初回加算との同時算定不可)

ウ. 入院時情報連携加算 (Ⅰ) (Ⅱ)

区分	状況	要介護1～5
Ⅰ	入院時	2,605円/月
Ⅱ		2,084円/月

※算定要件

Ⅰ…利用者が入院したその日に、介護支援専門員が当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合(※入院日以前、営業終了後や営業日以外の日に入院した日、は入院日の翌日を含む)

Ⅱ…利用者が入院した日の翌日又は翌々日に、介護支援専門員が当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合(※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む)

エ. 緊急時等居宅カンファレンス加算

区分	状況	要介護1～5
—	病院又は診療所が求める場合	2,084円/月

※算定要件

・病院または診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、居宅サービス計画の利用調整を行った場合

オ. 通院時情報連携加算

要介護1～5	521円/月
--------	--------

※算定要件

利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に対して利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画に記録を行った場合。

(3) 交通費・・・サービス提供地域、地域外にかかわらず、いただきません。

(4) 解約料・・・利用者は契約を解約することができ、解約料はいただきません。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。

当事業所職員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合 ⇒ 文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合 ⇒ 人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③ 自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了します

(ア) 利用者が介護保険施設に入所した場合

(イ) 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)、事業対象者、要支援1、要支援2と認定された場合

(ウ) 利用者がお亡くなりになった場合

④ 利用者やご家族等による背信行為

利用者やご家族等が当事業所または介護支援専門員に対して、以下のような本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

・利用者又はその家族、双方もしくはいずれかに関係する第三者による、

(1) 身体的な攻撃(暴行・傷害)

(2) 精神的な攻撃(脅迫・名誉棄損・侮辱・暴言)

(3) 過度な要求

(4) 個の侵害(事業者や介護支援専門員の私的なことに過度に立ち入ること)

6. 緊急時の対応について (契約書第13条参照)

訪問中に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医、または歯科医師、家族等に連絡を取る等必要な措置を講じます。

7. 主治の医師および医療機関等との連絡

事業者は利用者の主治の医師および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

① 利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。

- ②また、入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

8. 他機関との各種会議等

- ①利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を行います。

- ②利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用して実施します。

9. 個人情報の保護について（契約書第14条参照）

（１）事業所は、利用者及び家族の個人情報の管理について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を守って適切な取扱いを行います。

（２）事業者が知り得た利用者及び家族の個人情報については、原則的にサービス調整等の目的以外には利用しません。

（３）外部への情報提供については必要に応じて利用者及び家族又はその代理人の了承を得ます。

10. 秘密保持について（契約書第15条参照）

（１）事業者の介護支援専門員および事業者の使用するものは、サービス提供をする上で知り得た利用者および家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

（２）事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当学会議等において、利用者の個人情報を用いません。

（３）事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当学会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

11. 事故発生時の対応について（契約書第17条参照）

（１）事故が発生した場合は、利用者に対し、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じるとともに、速やかに家族等及び関係諸機関に事故発生状況及び今後の対応等について報告いたします。

（２）事故等により要介護認定に影響する可能性のある場合には市町村（保険者）に事故の概要を報告いたします。

（３）事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

(4) 事業者は、自己の責任に帰すべき理由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は賠償責任を免れます。

① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、また不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が生じた場合。

② 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、また不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が生じた場合。

③ 契約者が急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合。

④ 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合。

1.2. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1.3. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。

② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

③ 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

1.4. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとします）を定期的を開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。

② 事業所における虐待防止のための指針を整備します。

③ 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的の実施します。

④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

15. サービス内容に関する苦情（契約書 第16条参照）

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。 _

担当者 塩津 大輔（当法人代表者・当事業所管理者）

電話 （073）463-1533

受付時間 午前8時30分～午後5時30分（平日）

※当事業所以外に、下記の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

（1）和歌山市役所 健康局 保健医療部 介護保険課

住所 〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

電話 （073）435-1190

受付時間 午前8時30分～午後5時15分（平日）

（2）海南市役所 くらし部 高齢介護課 介護保険係

住所 〒642-8501 海南市南赤坂11番地

電話 （073）483-8761

受付時間 午前8時30分～午後5時15分（平日）

（3）和歌山県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口

住所 〒640-8137 和歌山市吹上2-1-22 日赤会館内

電話 （073）427-4662

受付時間 午前9時00分～午後5時00分（平日）

（4）和歌山県福祉サービス運営適正化委員会 介護保険課担当窓口

住所 〒640-8545 和歌山市手平2丁目1-2

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7階

電話 （073）435-5527

受付時間 午前9時00分～午後5時30分（平日）

当事業者は、居宅介護支援の提供にあたり利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。

この証として本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、各自1通を保有するものとします。

但し、利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、

ア 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を可能とします。

イ 利用者等の署名・押印について、求めないことが可能とします。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明し、交付しました。

事業者	〒641-0012	
	和歌山県和歌山市紀三井寺1番地の38	
	合同会社恵みの風	
事業所名称	恵みの風	印
説明者	塩津 大輔	印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、これに同意し、交付を受けました。

利用者

＜住 所＞〒

＜氏 名＞

印

＜電 話＞

（代理人）

＜住 所＞〒

＜氏 名＞

印

＜利用者との続柄＞

＜電 話＞